資料２－１２ 別添②
（第 27 回監視円卓会議）

北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る緊急時対応マニュアルの改訂について

平成 20 年 1 月 7 日付けで北海道知事及び室蘭市長の承認を受けた北海道事業所緊急時対応マニュアルについて、自衛防災組織や緊急時通報系統図等を実態に合わせて改訂いたしました。以下、概要を報告します。

主な改訂事項

１．地震及び津波への対応について

現在の緊急時対応マニュアルでは、地震や津波による建物の損壊をもって緊急異常事態と定義している。そのため、地震の発生や津波警報だけでは緊急時の対応は規定していない。

このため、室蘭市内で震度４以上の地震が観測された場合、もしくは、室蘭港に大津波警報または津波警報が発令された場合についても、緊急異常事態が発生するおそれとして対応するよう明記した。

２．JESCO 連絡窓口の一元化について

現在の緊急時対応マニュアルでは、夜間（17～21 時）と休日（8 時 30 分～17 時）に宿日直者を配置して運転会社からの通報を受けることとしているが、当番者によって判断に差が出ることになり、初期対応の指示が最適とならないおそれがある。

このため、JESCO の連絡窓口を運転管理課長に一元化することにより、初期対応において常に適切な指示が行われるよう、関連する別表と併せて改訂した。

３．自衛防災組織について

現在の緊急時対応マニュアルでは、対策副本部長を副所長、指揮本部長を運転管理課長と定めているが、副所長が運転管理課長を兼務しているため、自衛防災組織においても対策副本部長と指揮本部長が兼務となる。このため、対策副本部長を所長付である審議役として兼務を解消した。

また、対策本部の下にある技術班は、運転管理課員で構成されており、通常組織と異なっていため、技術班を指揮本部（本部長は運転管理課長）の下に置くこととして、通常組織に近い形とした。

４．緊急時通報系統図について

行政等の組織改編による所要の改訂を行った。